

廿日市市の学校評価

学校教育課

- 実施根拠** 学校教育法第 42、43 条、学校教育法施行規則第 66、67、68 条
廿日市市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第 3、4、5、6 条
廿日市市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 5、6、7、8 条
- 目 的** ① 教育活動その他の学校運営を組織的・継続的に改善するため（学校）
② 説明責任を果たし、保護者、地域住民等の理解と協力を得るため（学校）
③ 一定水準の教育の質を保証し、その向上を図るため（教育委員会）

学校が行う自己評価

D実践

日々の計画的・組織的に実践

全教職員が共通のスタンス
めざす姿を見取る評価（データ収集（随時））

P計画

目標達成のための
手立てを立案

3年後、1年後の
めざす姿の明確化
重点目標の設定
評価項目の精選
市共通評価項目
小中共通評価項目
評価可能な取組・指標

C評価

目標の達成状況
を評価・整理

中間評価の実施
評価指標による評価
根拠を持った評価
成果と課題の整理

節目ごとの軌道修正

A改善

計画・実践を振り返り
改善策を立案

自己評価及び学校運営協議会における学校評価
の結果を反映
課題に対する具体的な改善方策を検討

活用

児童生徒、保護者を対象とした
アンケートの集計結果等

説明

学校運営協議会に おける学校評価

自己評価結果の提示
平易な説明となるよう工夫

学校運営協議会委員（10 人以内）
地域住民・地域団体代表、保護者代表、地
域学校協働本部代表、学識経験者、関係行
政機関職員、当該校校長・教職員 等

意見

自己評価結果の妥当性を評価
教育活動等についての気づき

公表

保護者・地域住民等

P T A 総会、学校だより
ホームページ等による情報提供

協力

学校の教育方針等の理解
学校の教育活動への支援、協力

指導

報告

教育委員会

共通項目の提示
施策の評価・改善

8～11月
中間報告提出
2～3月
最終報告提出

教育委員会が定める共通項目

教育委員会が、教育振興計画の
目標達成を見通して、当該年度の
共通目標を設定して提示する。